

発行者情報	
【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年6月30日
【発行者の名称】	株式会社アップルパーク (Apple Park, CO., LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山中 直樹
【本店の所在の場所】	東京都北区赤羽一丁目52番10号
【電話番号】	03-3901-6199
【事務連絡者氏名】	取締役 上野 篤資
【担当 J-Adviser の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社アップルパーク https://www.applepark.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	
1	TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2	発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3	TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4	東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期	第34期	第35期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	5,070,445	5,464,875	5,999,873
経常利益 (千円)	601,459	639,297	765,463
当期純利益 (千円)	386,799	459,327	501,124
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)			
普通株式	1,334,000	1,334,000	1,334,000
純資産額 (千円)	933,694	1,342,219	1,795,496
総資産額 (千円)	3,873,644	4,539,632	5,591,966
1株当たり純資産額 (円)	699.92	1,006.16	1,344.37
1株当たり配当額 (円)	37.48 (-)	37.48 (-)	37.48 (-)
(うち1株当たり中間配当額)			
1株当たり当期純利益 (円)	320.71	344.32	375.66
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	24.1	29.6	32.1
自己資本利益率 (%)	52.3	40.4	32.0
株価収益率 (倍)	6.2	5.8	5.3
配当性向 (%)	11.7	10.9	10.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	686,927	791,798	981,097
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△ 343,468	△ 726,619	△ 196,909
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	126,209	27,249	140,021
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,987,869	2,080,297	3,004,506
従業員数 (名)	93	95	104
(外、平均臨時雇用者数)	(2)	(13)	(20)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 当社は、2023年11月2日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり配当額(中間配当額)、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 第33期及び第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第34期及び第35期の株価収益率については、期中での売買実績はなく、当該株価がないため、決算日前直近の日における株価を用いて算定しております。
6. 従業員数は事業年度末の就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員・パートタイム社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2【沿革】

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概 要
1991年8月	東京都板橋区高島平に、時間貸し駐車場を主な事業目的とし、モアマンジャパン株式会社を資本金10百万円にて設立
1991年12月	東京都北区赤羽にて第一号時間貸し駐車場の運営を開始
1992年4月	株式会社エムエムジェイに商号変更
1992年4月	東京都北区赤羽2丁目に本社を移転
1994年8月	東京都北区赤羽南1丁目に本社を移転
2000年8月	東京都北区赤羽1丁目に本社を移転
2002年11月	東京都立川市にて第一号時間貸し・月極駐輪場の運営を開始
2004年4月	埼玉県さいたま市浦和区高砂にて商業施設駐車場・駐輪場の共同開発事業を開始
2008年3月	運営現場100箇所到達
2009年4月	株式会社アップルパークに商号変更
2009年7月	不動産事業を目的として子会社となる株式会社楽心アドバイザーズを設立
2013年5月	沖縄県那覇市に沖縄営業所を開設
2014年1月	相互顧客紹介を目的として、株式会社青山財産ネットワークスと業務提携開始
2014年2月	大阪府大阪市中央区に大阪営業所を開設
2014年6月	運営現場300箇所到達
2016年6月	運営現場500箇所到達
2017年4月	神奈川県横浜市中区に横浜営業所を開設
2021年2月	神奈川県横浜市神奈川区に横浜営業所を移転
2021年11月	株式会社高眞商事を吸収合併
2022年4月	運営現場1,000箇所到達
2023年7月	大阪府大阪市淀川区に大阪営業所を移転
2024年3月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場
2024年4月	愛知県名古屋市中区に名古屋営業所を開設
2026年4月	東京都調布市に調布営業所を開設

3【事業の内容】

当社は、駐車場・駐輪場の総合プロデュースを行っております。日本の自動車・自転車社会の発展に寄与するべく、東京本社の他、調布市、横浜市、名古屋市、大阪市、那覇市に営業所を設置しており、北海道から沖縄まで関東地方を中心に38都道府県にて主に時間貸し駐車場・駐輪場の運営管理を行い、土地オーナー様と利用者をつなぐ存在として活動しております。当事業年度末において、1,121箇所の駐車場・駐輪場を運営しております。駐車場・駐輪場事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

	2024年3月期末	2025年3月期末	2026年3月期末
駐車場数	866 箇所	853 箇所	897 箇所
駐輪場数	186 箇所	221 箇所	224 箇所
合計	1,052 箇所	1,074 箇所	1,121 箇所
駐車場車室数	26,733 車室	28,696 車室	32,633 車室
駐輪場車室数	29,171 車室	30,580 車室	33,158 車室
合計	55,904 車室	59,276 車室	65,791 車室

駐車場・駐輪場の運営管理モデルは「一括借上」「管理委託」に分類しております。一括借上は、賃料を支払い土地をオーナー様から借り上げ、当社で駐車場・駐輪場の設備を設置して運営を行います。主な収益は駐車場・駐輪場利用者からの利用料であり、土地オーナー様に支払う賃料は基本的には固定となりますが一部、変動の賃料の場合もあります。駐車場や駐輪場の機器は主にリース会社からリースをしております。コールセンターや集金、緊急出動などの駐車場・駐輪場の管理に必要な業務については委託業者に委託をすることがメインです。設置工事も含めて、駐車場・駐輪場に関わる費用は基本的にすべて当社が負担しております。2026年3月期の売上は4,901,528千円となります。

管理委託は、駐車場・駐輪場のオーナー様が経営主体として駐車場・駐輪場を運営する上で、管理委託料を頂き、運営管理の実務を当社にて行います。基本的に駐車場・駐輪場の利用者からの利用料は経営主体であるオーナー様の収益となり、当社の主な収益はオーナー様からの管理委託料であります。駐車場や駐輪場の機器は主にオーナー様にてご用意頂きます。コールセンターや集金、緊急出動など駐車場・駐輪場の管理に必要な業務については、オーナー様ご自身で実施する場合もあれば、当社に管理を委託され、当社が委託業者に再委託をすることもあります。設置工事についてはオーナー様で実施をされることもあれば、当社にて実施をすることもあります。何をどこまで当社が委託を受けるかはオーナー様のご意向によって決まります。2026年3月期の売上は1,009,454千円となります。

その他、事業地に関わらない工事の請負や、カーシェアなどのパートナーへオーナー様をご紹介した際に頂く紹介料などがあります。2026年3月期の売上は88,890千円となります。

<事業系統図>



4【関係会社の状況】

当社は非連結子会社1社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
104（20）名	32.8	4.9	5,588

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員・パートタイム社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社の事業は、駐車場・駐輪場の開拓及び運営管理に関連する駐車場・駐輪場事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に個人消費が底堅く推移し、緩やかな回復基調が見られました。一方で、継続的な物価上昇に加え、緊迫化する中東情勢や国際紛争の長期化といった地政学リスクの高まりが金融資本市場に影響を与えるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の属する駐車場業界においては、人流の回復やインバウンド需要の持ち直しを背景に、商業地や観光地を中心に駐車場の稼働が堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社は積極的な営業活動を行い、採算性が高い新規事業地を獲得するとともに、マーケティングを強化し駐車場・駐輪場利用者の獲得にも努めました。また、既存事業地については収益改善策を継続的に実施することで採算性の向上に努めました。

以上の結果、売上高は5,999,873千円（前年同期比9.8%増）、営業利益は752,021千円（前年同期比22.8%増）、経常利益は765,463千円（前年同期比19.7%増）、当期純利益は501,124千円（前年同期比9.1%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ924,208千円増加し、3,004,506千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の営業活動の結果、獲得した資金は981,097千円（前事業年度は791,798千円の獲得）となりました。これは主に、法人税等の支払額が204,510千円あった一方で、税引前当期純利益が739,570千円、減価償却費が276,971千円、固定資産除却損が107,923千円あったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の投資活動の結果、支出した資金は196,909千円（前事業年度は726,619千円の支出）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入が473,000千円あった一方で、有形固定資産の取得による支出が349,242千円、定期預金の預入れによる支出が177,000千円、保険積立金の積立による支出が105,258千円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の財務活動の結果、獲得した資金は140,021千円（前事業年度は27,249千円の獲得）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出が758,112千円、リース債務の返済による支出が103,972千円あった一方で、長期借入れによる収入が1,050,000千円あったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社の一部サービスでは受注残が発生するものの、受注から販売までの期間が短く、受注実績と販売実績はほぼ一致していることから、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績は次のとおりであります。なお、当社の事業別セグメントは、駐車場・駐輪場事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

セグメントの名称	売上高（千円）	前年同期比増減率（％）
駐車場・駐輪場事業	5,999,873	9.8

参考までに、形態別及び営業所エリア別の内訳を示すと以下のとおりであります。

形態別	当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）	
	金額（千円）	前年同期比増減率（％）
駐車場	5,017,146	10.1
駐輪場	893,836	5.2
その他	88,890	51.9
合計	5,999,873	9.8

営業所エリア別	当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）	
	金額（千円）	前年同期比増減率（％）
本社エリア	3,889,909	6.0
横浜営業所エリア	553,503	13.5
名古屋営業所エリア	215,959	23.1
大阪営業所エリア	644,102	11.1
沖縄営業所エリア	607,508	23.3
その他	88,890	51.9
合計	5,999,873	9.8

(注)主に横浜営業所は神奈川県、名古屋営業所は東海・北陸地方、大阪営業所は四国・中国・近畿地方、沖縄営業所は九州地方及び沖縄県、本社はその他の地域に所在する駐車場・駐輪場の運営管理を行っております。

3【対処すべき課題】

当社では、今後の事業拡大を見据えて対処すべき課題を以下に掲げております。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 人材の採用及び育成

当社が今後成長を続けていくにあたって、優秀な人材を継続的に採用していくことが重要な課題のひとつであると考えております。採用担当の人員を強化し、新卒採用・中途採用を問わず、様々な採用手法を駆使して優秀な人材を確保するよう努めてまいります。また、採用した人材の育成についても、内定者研修、新入社員研修、階層別研修など各種研修の実施、及び提携研修会社の講座を定期的に受講する仕組みを通じて、各人のスキルを向上させてまいります。

(2) 継続的な成長及び収益力の向上

収益基盤を安定させ、今後の継続的な成長を促進していくために、当社では各駐車場・駐輪場の収益状況を把握し、課題がある事業地を洗い出す取り組みを月次で行っております。これにより、収益状況の変化をスピーディーに把握し、迅速な対応をすることが可能になっております。また、駐車場・駐輪場の収益改善の施策を検討する専門部署にて、料金変更やデッドスペースの活用・集客施策の実施による売上の向上、及び運営費用の見直しによるコスト削減にて収益の改善を図っております。

(3) 組織体制の構築及びオペレーションスキルの向上

当社は2桁成長を目標に掲げ、毎年これに迫る水準の増収を続けており、大阪、沖縄、横浜、名古屋、調布（調布営業所は2026年4月1日開所）に営業所を出店して事業を拡大してまいりました。事業を拡大するにつれて、業務量も増えているため、人員も増員して組織体制の構築を急ピッチで進めております。各部署の役割や権限を明確にし、各種規程に明示するとともに各業務の標準化を進め、各人のオペレーションスキルの向上を図り、円滑な事業運営を推進してまいります。

(4) コンプライアンス体制の構築

当社においては、弁護士、社労士、税理士と顧問契約を締結し、適宜コンプライアンス上の問題の確認をしております。また、法律に関する法令等の改廃動向は外部顧問先より情報を収集しており、重要事項は経営会議及び取締役会で周知する事としております。なお、2019年4月より、3ヶ月に1度の頻度にて、役員及び全従業員の更なるコンプライアンス意識の向上及び重要性の認識徹底を図るため、Webによるコンプライアンス研修の実施を全員に義務付けております。当社では、長期的な企業価値向上と企業不祥事の防止のため、コンプライアンスが重要であると認識しております。監査役及び内部監査等のモニタリングを通じて、健全な企業文化を形成してまいります。

(5) コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社が、急速な事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を維持していくためには、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化が重要であると考えております。当社としましては、内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、リスク管理の徹底とともに業務の効率化を図っていく所存であります。

(6) 情報セキュリティの強化への取り組み

当社は、情報が企業活動に与える影響の重要性に鑑み、個人情報等の情報保護法制への対応やインサイダー取引規制等の対応のほか、国内外の様々なサイバーリスクへの対策が不可欠と認識しており、情報セキュリティ体制の強化に取り組んでおります。今後も、継続的な課題抽出と早期対応が不可欠であると考えており、引き続き常時、体制の維持・強化に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業及び業績に重要な影響を与える可能性がある事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、重要であると考えられる事項につきましては、積極的な情報開示の観点から以下に示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本発行者情報の利用にあたりましては、本項の記載事項をご精読いただき、十分にご理解いただきたくお願い申し上げます。なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 競合について

当社が属する駐車場・駐輪場業界においては、相当数の競合相手が存在していることから、今後も駐車場・駐輪場に適する土地や施設のWEBを活用した情報収集と、営業人員の増加及び人材育成を行うことで営業力の強化を図り、新規事業地の増加に努めてまいります。また、当社では、既存事業地の利用状況、事業地周辺の状況の変化や競合他社の動向を専門部署にてモニタリング・分析して集客施策、料金変更などをタイムリーに行うことで、各事業地においての収益が最大化するよう取り組んでおります。しかし、既存の競合相手との競争が激化したり、業界への新規参入が増加した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) クラウドサービスへの依存リスク

当社は、効率的な事業運営を目指すにあたり、さまざまなクラウドサービスを売上データの収集や各種日常業務において使用しております。自然災害、人為的な事故、サイバー攻撃、電力供給の制約や大規模停電、故障や不具合等により、クラウドベンダーあるいは通信インフラに重大な障害が発生した場合、お客様へのサービス提供や事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 訴訟リスクについて

駐車場・駐輪場事業においては、駐車場・駐輪場の利用者が駐車場・駐輪場の機器や設備を破損した場合、または当社の過失に起因する事故や自動車・自転車の破損が生じた場合、訴訟が発生する可能性があります。現在、重大な訴訟等は生じておりませんが、今後重大な訴訟が発生した場合、当社の事業運営に影響を及ぼす可能性、または損害賠償等により業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 駐車場・駐輪場事業地の解約リスク

当社の駐車場・駐輪場事業は、土地オーナー様より土地を借り上げて駐車場・駐輪場の運営を行う「一括借上」、経営主体の土地オーナー様や病院・商業施設のオーナー様から駐車場・駐輪場の運営について委託を受ける「管理委託」というモデルにて事業を行っております。これらのモデルを組み合わせることで事業基盤を安定させるよう努めておりますが、高収益の事業地の契約が解約になった場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 事業用地の確保のリスクについて

当社が事業を拡大するためには、駐車場・駐輪場に適する土地の確保が必要となりますが、土地オーナー様の土地の有効活用に対する旺盛な需要はまだ続き、当社を含めて業界全体の業績は右肩上がりですと推移していると考えております。そのようなマーケット環境の中で、当社はプロモーションや営業力の強化を行い、事業地情報の収集、開発に注力してまいります。ただし、競合への土地の提供、あるいは別の土地活用の需要が活発化する場合、駐車場・駐輪場事業地の確保が難しくなり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 土地オーナー様への賃料保証について

当社の駐車場・駐輪場の事業地は、土地オーナー様より土地を借り上げて運営を行う「一括借上」モデルがメインであり、土地オーナー様との契約の大部分が、売上や運営コストに関わらず、固定の賃料を毎月お支払いする内容となっております。当社は事業地ごとに収益状況を確認し、不採算事業地については、集客施策や料金変更にて収益改善を随時行うことで、当社側から固定の賃料について、可能な限り事業地の解約をしない方針をとっております。ただし、周辺環境の大幅な変化により、当初設定した固定の賃料のお支払いが困難になったと当社が判断した場合、事業地の解約が発生し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 資金調達に関わるリスク

当社における事業資金の大部分は、金融機関からの借入により調達しております。金利については固定金利での調達をメインとしておりますが、今後、金融政策の変化による金融情勢の状況により、当社の財政状態及び業績について、影響を及ぼす可能性があります。

(8) 固定資産の減損に関するリスク

当社は、各事業地における保有資産について、減損会計基準を適用しており、資産の利用状況や資産から得られるキャッシュ・フローの状況等が悪化し、減損処理が必要となった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 人材確保・人材育成に関わるリスク

①人材確保・人材育成について

当社が今後も持続的な成長を続けていくにあたり、人材の確保及び育成が重要であると考えております。採用においては、さまざまな採用手法で人材の募集を行い、適性・能力を測る各種テストも活用しながら、新卒採用、中途採用を問わず必要な人材の確保を進めてまいります。育成においては、各階層において求められる考え方や能力をまとめた要件基準書に基づいて、企業目的を貫徹するに足る能力を持つ社員を育成しております。当社の理念や共通の認識を醸成する方針教育、実務に必要な能力や知識をつけるスキル教育に分け、外部の提携研修会社にて実施する研修、当社内にて行う OJT 及び各種研修を通じて各人のスキルアップに努めてまいります。十分な人材の確保及び育成ができずに人的リソースに不足が生じた場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

②特定の人物への依存について

代表取締役社長である山中直樹は、当社の経営方針や事業戦略の決定並びにその遂行において極めて重要な役割を果たしております。しかしながら、同氏が何らかの理由により意思決定並びに業務の遂行が困難となった場合、当社事業及び業績に影響を与える可能性があります。そのため、同氏より各部門長への権限委譲を進めていくことで、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。

(10) コンプライアンスに関するリスク

当社では、各種法令や社内方針の遵守を図るため、3ヶ月に1度、役員及び全社員に対してコンプライアンス・情報セキュリティに関する研修を実施し、また、朝礼や勉強会でも社内方針の読み合わせを行っております。しかし、万が一、法令や社内方針を逸脱するような事態が発生して、コンプライアンス上の問題に直面した場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 顧客情報漏洩リスク

当社では、月極駐車場・駐輪場を管理する上で顧客の個人情報を取り扱っているため、個人情報保護法などの法律に基づいて適切に個人情報を管理することが求められております。当社では独自の個人情報保護方針を定め、コンプライアンス・情報セキュリティに関する研修を3ヶ月に1度、全社員に対して行っております。しかしながら、当社のシステムに対する不正アクセスや業務上の過失などにより、個人情報の漏洩が発生した場合はその補償、あるいは顧客からの信用が失われることにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 経済環境変化リスク

わが国経済が国内の要因による環境変化、あるいは世界的な環境変化によって減速し、物価や個人消費や燃料、エネルギー価格等に影響がある場合、その結果として交通量の低下、駐車場・駐輪場需要の減少に繋がり、当社の事業環境や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 新規事業や M&A への取り組みについて

当社は、今後新しい収益の柱を作っていくため、また、事業規模の拡大のために、新規事業や M&A に取り組んでいく方針であります。新規事業や M&A に対して人材や資金、時間を投入することにより、当社の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。そのため、新規事業や M&A を実施する際には事前に入念に調査した上で収益性、成長性、予期されるリスクを踏まえて計画の立案を行い、新規事業や M&A が計画通りに進捗していくよう努めてまいります。

(14) 法的規制に関わるリスク

当社の駐車場・駐輪場事業においては、駐車場法、道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律などがあり、一定規模の時間貸し駐車場を設置する場合、駐車場法に基づく路外駐車場の届出等が必要な場合があります。また、看板や広告のデザインにおいては、景観に関する各自治体の条例が適用されることがあります。上記リスクへの対策として、当社では、各種規程や駐車場・駐輪場の開設に係る業務手順書を整備し、関係法令等の具体的な注意点や自治体への届出手続きを徹底する社内チェックリストを用いて、営業担当者とその上長、並びに関連部署が慎重に確認を行っております。また、顧問弁護士等の外部専門家から法令等の新設、改廃等の動向を適宜収集し、役職員へのコンプライアンス教育を実施する等、関係法令等を遵守するための体制を構築しております。しかしながら、上記の対策を講じているにもかかわらず、万が一何らかの理由により関係法令等の規制が遵守できなかった場合や、これらの法令が改正された場合、または新たに当社事業に適用される法令や規制が新設された場合、当社の事業や業績、財政状態に影響が生じる可能性があります。

(15) 自然災害及び人災等によるリスク

地震、台風、津波、洪水、積雪、噴火などの自然災害や、戦争、暴動、テロ、事故、感染症の発生、火災などの人災などが発生した場合は、当社サービスの提供及び当社業績に影響を与える可能性があります。特に身近な天災である降雪・積雪により、駐車場・駐輪場が非稼働になる場合、あるいは稼働はしているものの利用者数が減少する場合、業績に影響を与える可能性があります。そのため、降雪・積雪が確認された場合は、事業継続委員会を発足し、社員及びパートナー企業との連携のもと、速やかに除雪作業を行い、業績への影響を最小限に留めてまいります。

(16) 上場廃止について

担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser 契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本 M&A センター（以下、「同社」とします。）であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本 M&A センター（以下、「乙」

とします。)からの催告無しでJ-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号但し書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと思えられるものでないこと

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までの掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までの掲げる場合には当該 a から c までの掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認

めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては「第6 経理の状況 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は3,728,682千円となり、前事業年度末の3,059,505千円と比べて669,177千円増加しております。この主な要因は、現金及び預金が622,297千円、前払費用が18,867千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は1,863,283千円となり、前事業年度末の1,480,126千円と比べて383,156千円増加しました。主な要因は、リース資産が186,322千円、保険積立金が104,051千円増加したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は1,589,604千円となり、前事業年度末の1,319,031千円と比べて270,572千円増加しております。主な要因は、1年以内返済予定の長期借入金が124,429千円、リース債務が41,853千円、未払法人税等が40,696千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は2,206,865千円となり、前事業年度末の1,878,380千円と比べて328,484千円増加しております。この主な要因は、長期借入金が167,459千円、リース債務が147,565千円増加したことによるものであります。

(純資産の部)

当事業年度末における純資産の残高は1,795,496千円となり、前事業年度末の1,342,219千円と比べて453,277千円増加しております。主な要因は、当期純利益の計上により利益剰余金が451,124千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1) 業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 経営戦略の現状と見通し

「3【対処すべき課題】」をご参照ください。

(7) 資金の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金の財源及び資金の流動性は、自己資本及び借入による資金調達が可能であり、十分であると認識しております。

(8) 経営者の問題認識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、主に時間貸し駐車場・駐輪場の開拓と運営管理に関連する事業を展開しており駐車場・駐輪場事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当事業年度における設備投資の総額は700,227千円であります。その主なものは駐車場設備の購入682,693千円等となります。

2【主要な設備の状況】

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内 容	帳簿価格（千円）						従業員数 (名)
			建物、及び構 築物	工具、器具 及び備品	リース資産	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (東京都北区)	駐車場・駐 輪場事業	事務所	31,620	7,868	7,691	-	10,870	58,051	79 (3)
大阪営業所 (大阪府大阪 市淀川区)	駐車場・駐 輪場事業	事務所	5,541	888	-	-	-	6,429	6 (0)
沖縄営業所 (沖縄県那覇 市)	駐車場・駐 輪場事業	事務所	814	180	-	-	-	995	6 (1)
横浜営業所 (神奈川県横 浜市神奈川 区)	駐車場・駐 輪場事業	事務所	886	-	-	-	-	886	9 (0)
名古屋営業所 (愛知県名古 屋市中区)	駐車場・駐 輪場事業	事務所	308	623	-	-	-	931	4 (16)
調布営業所 (東京都調布 市)	駐車場・駐 輪場事業	事務所	4,263	274	-	-	-	4,538	0 (0)
時間貸し駐車 場等	駐車場・駐 輪場事業	駐車場設 備	528,569	134,491	427,254	51,400 (338.79)	-	1,141,716	-

- (注)1. 時間貸し駐車場等の所在地は複数でありますので、一括して記載しております。
2. 事務所／その他は自社開発ソフトウェア及び車両となります。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員・パートタイム社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
4. 上記の他、主要な賃借をしている設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都北区)	駐車場・駐輪場事業	建物 (事務所)	70,414
大阪営業所 (大阪府大阪市淀川区)	駐車場・駐輪場事業	建物 (事務所)	9,681
沖縄営業所 (沖縄県那覇市)	駐車場・駐輪場事業	建物 (事務所)	3,950
横浜営業所 (神奈川県横浜市神奈川区)	駐車場・駐輪場事業	建物 (事務所)	7,400
名古屋営業所 (愛知県名古屋市中区)	駐車場・駐輪場事業	建物 (事務所)	7,680
調布営業所 (東京都調布市)	駐車場・駐輪場事業	建物 (事務所)	423
時間貸し駐車場等	駐車場・駐輪場事業	駐車場設備	2,026,540

3【設備の新設、除却等の計画】（2026年3月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完成	
駐車場・ 駐輪場事業	新 設 駐 車 場・駐輪場	487,159	-	自己資金、 借入金	2027年3月期中	2027年3月期中	(注) 2

(注)1. 事業所の所在地は複数でありますので、記載を省略しております。

2. 完成後の増加能力については計数把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	事業年度末 現在発行数 (2026年3月31日) (株)	公表日現在 発行数 (2026年6月30日) (株)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協 会名	内容
普通株式	5,336,000	4,002,000	1,334,000	1,334,000	東京証券取引 所 (TOKYO PRO Market)	単元 株式数 100株
計	5,336,000	4,002,000	1,334,000	1,334,000		-

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権 (2025年8月15日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (2026年3月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数 (個)	1,404 (注) 2	1,404 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	140,400 (注) 2	140,400 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1,980 (注) 3	1,980 (注) 3
新株予約権の行使期間	2027年7月1日～2035年8月31日	2027年7月1日～2035年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1,995 (注) 4 資本組入額 997.5	発行価格 1,995 (注) 4 資本組入額 997.5
新株予約権の行使の条件	(注) 5	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得に関する事項	(注) 6	(注) 6
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7	(注) 7

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1,500円にて有償発行しております。

2. 新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、100株とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整することができるものとします。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から、上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2027年3月期から2034年3月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、10,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所における株式公開市場（特定取引所金融商品市場を除く）に上場された場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）5.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）4. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）5. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記（注）6. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023 年 6 月 28 日 (注) 1	普通株式 266 A種種類株式 △266	普通株式 667	-	100,000	-	-
2023 年 11 月 2 日 (注) 2	普通株式 1,333,333	普通株式 1,334,000	-	100,000	-	-

- (注) 1. 種類株式を普通株式に転換したことによるものであります。
2. 株式分割（1：2,000）によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 （人）	-	-	-	2	-	-	1	3	-
所有株式 数 （単元）	-	-	-	8, 021	-	-	5, 319	13, 340	-
所有株式 数の割合 （%）	-	-	-	60. 13	-	-	39. 87	100. 00	-

(7) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社 HARSU	東京都北区赤羽一丁目 52 番 10 号	802,000	60.12
山中直樹	埼玉県川口市	531,900	39.87
株式会社テレビ埼玉クリエイティブ	埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目 36 番 4 号	100	0.01
計	—	1,334,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 （自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式 （その他）	-	-	-
完全議決権株式 （自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式 （その他）	普通株式 1,334,000	普通株式 13,340	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	普通株式 1,334,000	-	-
総株主の議決権	-	13,340	-

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は以下の通りであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2025年8月15日
付与対象者の区分および人数（名）	当社取締役 4 当社監査役 1 当社従業員 22
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は期末配当を基本の方針としております。配当の決定機関は、株主総会であります。内部留保資金につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としておりますが、取締役会の決議により、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2026年6月29日 定時株主総会決議	50,000	37.48

4【株価の推移】

(1) 【直近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第33期	第34期	第35期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
最高（円）	1,980	—	—
最低（円）	1,980	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。
2. 当社株式は、2024年3月25日から東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。
3. 第34期及び第35期において売買実績はありません。

(2) 【直近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

(注) 2025年10月～2026年3月において売買実績はありません。

5【役員の状況】

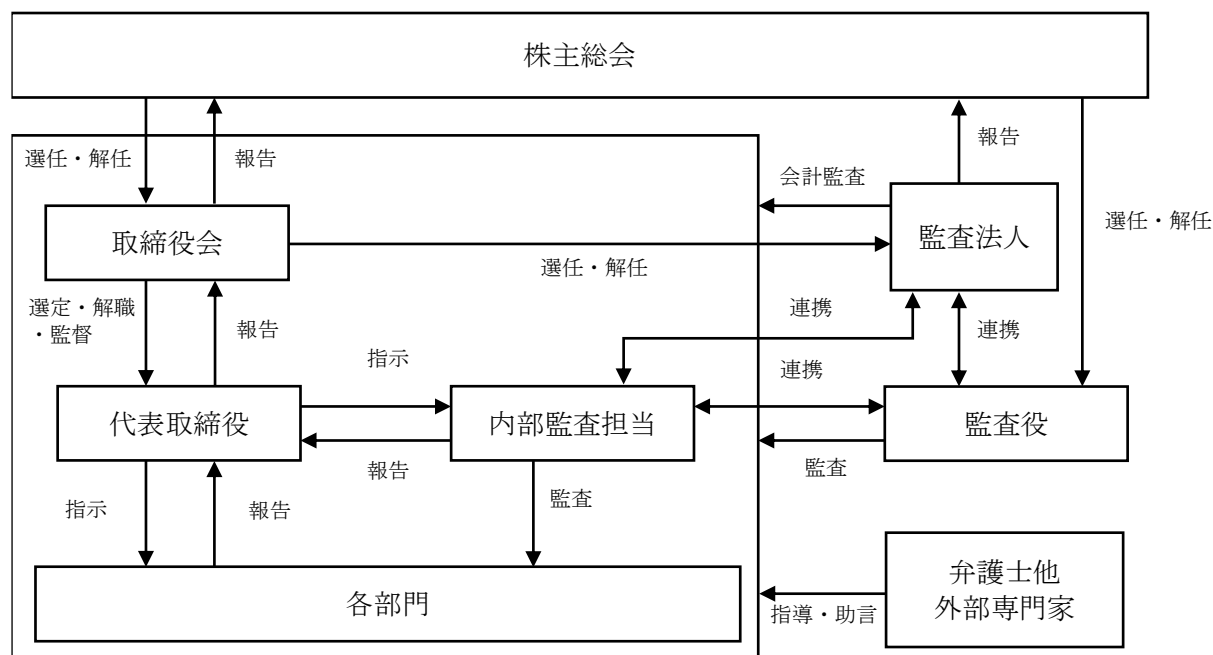
男性4名 女性1名（役員のうち女性の比率20％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	山中 直樹	1965年 4月25日	1989年4月 国際航業㈱入社 1990年4月 個人事業主として独立 1991年7月 モアマンジャパン㈱（現㈱アップルパーク）創業 1995年5月 同社 取締役 就任 2001年12月 同社 代表取締役 就任（現任） 2004年2月 NPO法人日本パーキングビジネス協会（現一般社団法人日本パーキングビジネス協会） 理事 就任（現任） 2009年7月 ㈱楽心アドバイザーズ代表取締役 就任	(注) 1	(注) 3	531,900
管理管掌 取締役	上野 篤資	1973年 2月16日	1996年3月 ㈱東京開発設計 入社 1998年6月 オリエント貿易㈱ 入社 2002年12月 当社 入社 2009年7月 ㈱楽心アドバイザーズ監査役就任（現任） 2013年5月 当社 取締役就任（現任）	(注) 1	(注) 3	-
取締役 パーキング 事業部長	佐竹 誠	1975年 6月18日	1999年4月 東信水産㈱ 入社 2001年3月 ㈱ジュピターテレコム 入社 2002年1月 セブンライズ㈱ 入社 2003年3月 ㈱日本アイ・ビー・エス 入社 2005年4月 グリーンパーク㈱ 入社 2009年1月 当社 入社 2021年7月 当社 取締役就任（現任） 2025年1月 ㈱楽心アドバイザーズ代表取締役 就任（現任）	(注) 1	(注) 3	-
取締役 経営企画 本部長	松森 貴志	1979年 7月17日	2004年4月 エン・ジャパン株式会社 入社 2010年6月 当社 入社 2021年7月 当社 執行役員就任 2023年7月 当社 取締役就任（現任）	(注) 1	(注) 3	-
監査役	小俣 亜紀	1973年 12月18日	1998年4月 高根社会保険労務士事務所 入社 2000年9月 新井一雄税理士事務所 入所 2006年1月 日本総合サービス㈱（現日本パーキング㈱） 入社 2018年1月 日本サード㈱ 入社（現任） 2020年4月 ノースパーク㈱ 執行役員 就任 2021年6月 ノースパーク㈱ 取締役 就任 2022年5月 当社 監査役就任（現任）	(注) 2・4	(注) 3	-

- (注)1. 取締役の任期は、2026年6月29日開催の定時株主総会の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2023年10月3日開催の臨時株主総会の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2026年3月期における役員報酬の総額は131,002千円を支給しております。
4. 監査役 小俣亜紀は、社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのために、経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

②会社の機関の内容

イ．取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ．監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。監査役は監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ．会計監査

当社は、新有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2026年3月期において監査を執行した公認会計士は佐野明彦氏、関戸祐二氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士6名であります。なお、当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の順守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業

務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、営業推進部1名、人事秘書室1名、経営企画本部1名、管理本部1名、管理部1名の合計5名で構成する内部監査室が主管部署として、業務を監査しております。なお、自身が所属する部門の監査は他部署所属の内部監査担当者が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても、課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社においては、弁護士、社労士、税理士と顧問契約を締結し、適宜コンプライアンス上の問題の確認をしております。また、法律に関する法令等の改廃動向は外部顧問先より情報を収集しており、重要事項は経営会議及び取締役会で周知する事となっております。なお、2019年4月より、3ヶ月に1度の頻度にて、役員及び全従業員の更なるコンプライアンス意識の向上及び重要性の認識徹底を図るため、Webによるコンプライアンス研修の実施を全員に義務付けております。当社では、長期的な企業価値向上と企業不祥事の防止のため、コンプライアンスが重要であると認識しております。監査役及び内部監査等のモニタリングを通じて、健全な企業文化を形成してまいります。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外監査役は1名を選任しております。社外監査役は、経営に関する監視、監督機能を担っております。社外監査役小俣亜紀氏は、駐車場業界における豊富な知識・経験を有しており、当社との間には人的関係、資金的関係、または取引関係その他の利害関係はありません。なお、当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運営されていることを踏まえ、社外取締役を設置しておりません。今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行ってまいりたいと存じます。

また、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応します。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧役員報酬の内容

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	127,822	127,822	-	-	4
監査役（社外監査役を除く）	-	-	-	-	-
社外役員	3,180	3,180	-	-	1
計（※）	131,002	131,002	-	-	5

（注） 2026年3月期の実績となります。

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は2名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が、その職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑮社外監査役と責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠った社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	13,000	—
計	13,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」の施行規則 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当事業年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、新月有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 5 条第 2 項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.25%
売上高基準	0.10%
利益基準	△0.54%
利益剰余金基準	0.28%

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,527,302	3,149,600
売掛金	112,810	129,078
貯蔵品	20,525	21,030
前払費用	292,688	311,556
その他	106,371	117,444
貸倒引当金	△ 193	△27
流動資産合計	3,059,505	3,728,682
固定資産		
有形固定資産		
建物	181,191	206,521
減価償却累計額	△ 62,034	△70,007
建物（純額）	119,156	136,513
構築物	957,922	1,046,108
減価償却累計額	△ 568,021	△610,616
構築物（純額）	389,900	435,491
車両運搬具	30,375	34,501
減価償却累計額	△ 15,717	△24,253
車両運搬具（純額）	14,658	10,248
工具、器具及び備品	601,251	665,432
減価償却累計額	△ 469,541	△521,107
工具、器具及び備品（純額）	131,709	144,325
土地	51,400	51,400
リース資産	437,833	648,814
減価償却累計額	△ 189,209	△213,868
リース資産（純額）	248,623	434,946
有形固定資産合計	955,450	1,212,926
無形固定資産		
ソフトウェア	1,545	622
無形固定資産合計	1,545	622
投資その他の資産		
投資有価証券	5,702	5,758
関係会社株式	11,600	11,600
出資金	160	160
破産更生債権等	709	875
長期前払費用	5,899	9,705
繰延税金資産	134,711	141,465
保険積立金	191,905	295,957
その他	173,152	185,088
貸倒引当金	△ 709	△875
投資その他の資産合計	523,131	649,734
固定資産合計	1,480,126	1,863,283
資産合計	4,539,632	5,591,966

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	103,729	113,625
1年内返済予定の長期借入金	633,902	758,331
リース債務	77,738	119,592
未払金	135,388	172,024
未払費用	29,330	37,414
未払法人税等	108,423	149,120
未払消費税等	48,904	64,807
契約負債	22,195	22,993
預り金	44,204	41,731
前受収益	22,084	19,064
賞与引当金	93,000	90,900
その他	130	-
流動負債合計	1,319,031	1,589,604
固定負債		
長期借入金	1,469,555	1,637,014
リース債務	176,787	324,352
資産除去債務	208,843	224,153
その他	23,194	21,345
固定負債合計	1,878,380	2,206,865
負債合計	3,197,412	3,796,469
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
利益準備金	14,501	19,501
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,230,168	1,676,293
利益剰余金合計	1,244,669	1,695,794
株主資本合計	1,344,669	1,795,794
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 2,449	△2,403
評価・換算差額等合計	△ 2,449	△2,403
新株予約権	-	2,106
純資産合計	1,342,219	1,795,496
負債純資産合計	4,539,632	5,591,966

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
売上高	※1	5,464,875	※1	5,999,873
売上原価		3,507,274		3,813,290
売上総利益		1,957,601		2,186,582
販売費及び一般管理費	※2	1,345,316	※2	1,434,561
営業利益		612,285		752,021
営業外収益				
受取利息		881		3,712
受取配当金		144		164
受取保険金		33,329		31,873
受取保証料		4,635		11,690
その他		22,047		8,336
営業外収益合計		61,037		55,778
営業外費用				
支払利息		27,381		39,998
その他		6,643		2,337
営業外費用合計		34,025		42,335
経常利益		639,297		765,463
特別利益				
固定資産売却益	※3	909		-
固定資産受贈益		-	※4	16,216
特別利益合計		909		16,216
特別損失				
減損損失	※5	33,692	※5	42,109
特別損失合計		33,692		42,109
税引前当期純利益		606,513		739,570
法人税、住民税及び事業税		190,879		245,207
法人税等調整額		△ 43,693		△ 6,762
法人税等合計		147,185		238,445
当期純利益		459,327		501,124

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 地代家賃		1,978,782	56.4	2,026,540	53.1
II 外注費		319,739	9.1	364,285	9.6
III 用地手数料		238,084	6.8	272,961	7.2
IV 減価償却費		210,508	6.0	256,544	6.7
V 商品原価		130,150	3.7	195,859	5.1
VI その他		630,009	18.0	697,099	18.3
合計		3,507,274	100.0	3,813,290	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	-	-	-	9,501	825,840	835,341	935,341
当期変動額								
剰余金の配当					5,000	△ 55,000	△ 50,000	△ 50,000
当期純利益						459,327	459,327	459,327
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	5,000	404,327	409,327	409,327
当期末残高	100,000	-	-	-	14,501	1,230,168	1,244,669	1,344,669

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 1,646	△ 1,646	933,694
当期変動額			
剰余金の配当			△ 50,000
当期純利益			459,327
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 802	△ 802	△ 802
当期変動額合計	△ 802	△ 802	408,524
当期末残高	△ 2,449	△ 2,449	1,342,219

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計	
当期首残高	100,000	-	-	-	14,501	1,230,168	1,244,669	1,344,669
当期変動額								
剰余金の配当					5,000	△55,000	△50,000	△50,000
当期純利益						501,124	501,124	501,124
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）								
当期変動額合計					5,000	446,124	451,124	451,124
当期末残高	100,000	-	-	-	19,501	1,676,293	1,695,794	1,795,794

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合 計		
当期首残高	△2,449	△2,449	-	1,342,219
当期変動額				
剰余金の配当				△50,000
当期純利益				501,124
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	46	46	2,106	2,152
当期変動額合計	46	46	2,106	453,277
当期末残高	△2,403	△2,403	2,106	1,795,496

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	606,513	739,570
減価償却費	224,033	276,971
固定資産受贈益	-	△16,216
固定資産売却損益 (△は益)	△ 909	-
固定資産除却損	98,950	107,923
減損損失	33,692	42,109
賞与引当金の増減額 (△は減少)	16,200	△2,100
受取利息及び受取配当金	△ 1,025	△3,877
支払利息	27,381	39,998
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,183	-
売上債権の増減額 (△は増加)	△ 3,794	△16,268
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△ 7,645	△6,066
前払費用の増減額 (△は増加)	△ 26,685	△18,266
未払消費税等の増減額 (△は減少)	4,605	15,902
仕入債務の増減額 (△は減少)	△ 4,559	9,895
契約負債の増減額 (△は減少)	4,752	797
未払金の増減額 (△は減少)	△ 2,761	40,622
未払費用の増減額 (△は減少)	△ 4,091	8,066
預り金の増減額 (△は減少)	26,503	△2,472
その他	△ 2,525	5,838
小計	985,451	1,222,428
利息及び配当金の受取額	1,023	3,761
利息の支払額	△ 27,774	△40,582
法人税等の支払額	△ 166,902	△204,510
営業活動によるキャッシュ・フロー	791,798	981,097
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△ 417,000	△177,000
定期預金の払戻による収入	192,000	473,000
有形固定資産の取得による支出	△ 363,209	△349,242
有形固定資産の売却による収入	-	100
ゴルフ会員権の取得による支出	△ 6,216	-
保険積立金の積立による支出	△ 108,335	△105,258
保険積立金の解約による収入	5,816	1,206
敷金及び保証金の差入による支出	△ 1,794	△7,230
敷金及び保証金の回収による収入	3,616	1,108
資産除去債務の履行による支出	△ 32,405	△33,002
その他	909	△590
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 726,619	△196,909
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	950,000	1,050,000
長期借入金の返済による支出	△ 785,237	△758,112
リース債務の返済による支出	△ 87,513	△103,972
配当金の支払額	△ 50,000	△50,000
新株予約権の発行による収入	-	2,106
財務活動によるキャッシュ・フロー	27,249	140,021
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	92,428	924,208
現金及び現金同等物の期首残高	1,987,869	2,080,297
現金及び現金同等物の期末残高	※ 2,080,297	※ 3,004,506

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～24年

工具・器具及び備品 2年～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものについては、残価保証額を残存価額としております。

4. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（1）駐車場運営

駐車場運営に関しては、顧客との利用約款に基づいて駐車場を提供する履行義務を負っており、顧客の駐車場施設利用期間にわたり履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

なお、時間貸し駐車場については、1日未満の短期間の利用がほとんどであるため、駐車場施設利用の終了時点で履行義務を充足したと判断して収益を認識しております。

また、月極駐車場については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき収益を認識しております。

（2）駐車場管理

駐車場管理に関しては、オーナー様が保有する駐車場の管理・運營業務を受託しており、駐車場施設営業期間にわたり履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	955,450	1,212,926
無形固定資産	1,545	622
減損損失	33,692	42,109

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、有形固定資産及び無形固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損損失の認識及び測定において、将来のキャッシュ・フローの見積りに使用される前提は、事業計画に基づいております。

当該見積りは将来の不確実な経済条件等の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び将来キャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌事業年度において、追加的な損失の発生の可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「保険積立金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

その結果、前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた365,058千円は、「保険積立金」191,905千円、「その他」173,152千円として組み替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保証料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

前事業年度において、独立表記していた「営業外収益」の「保険解約返戻金」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

その結果、前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に表記していた12,780千円、「営業外収益」の「保険解約返戻金」に表記していた13,902千円は、「受取保証料」4,635千円、「その他」22,047千円として組み替えております。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 38%、当事業年度 38%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 62%、当事業年度 62%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給料手当	331,831千円	364,151千円
保険料	130,097	147,726
賞与引当金繰入額	148,600	133,468
貸倒引当金繰入額	264	81
減価償却費	13,524	20,427

(表示方法の変更)

「保険料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より主要な費目として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度においても重要な費目として表示しております。

前事業年度において主要な費目として表示しておりました「役員報酬」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より主要な費目として表示しておりません。

※3 固定資産売却益

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
車両運搬具売却	909千円	-千円

※4 固定資産受贈益

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
舗装資産受贈	-千円	16,216千円

※5 減損損失

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

当社は、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスまたはマイナスとなる見込みである以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

場所	用途	減損損失
東京都他	駐車場及び駐輪場設備	33,692 千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として個別駐車場を単位としつつ、一部の資産及び資産グループについては、管理会計上の区分にしたがってグルーピングしております。

なお、資産グループの回収可能価額は、使用価値により算定しており、割引前将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストで割り引いて算定しております。ただし、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能価額を零として評価しております。

減損損失の種類別内訳

建物	4,816 千円
構築物	22,241
工具、器具及び備品	6,634
計	33,692

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

当社は、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスまたはマイナスとなる見込みである以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

場所	用途	減損損失
東京都他	駐車場及び駐輪場設備	42,109 千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として個別駐車場を単位としつつ、一部の資産及び資産グループについては、管理会計上の区分にしたがってグルーピングしております。

なお、資産グループの回収可能価額は、使用価値により算定しており、割引前将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストで割り引いて算定しております。ただし、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能価額を零として評価しております。

減損損失の種類別内訳

建物	6,984 千円
構築物	27,424
工具、器具及び備品	7,701
計	42,109

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,334,000	-	-	1,334,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	50,000	37.48	2024年3月31日	2024年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	50,000	利益剰余金	37.48	2025年3月31日	2025年6月30日

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,334,000	-	-	1,334,000

2. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	2,106
合計		-	-	-	-	2,106

(注) 第1回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	50,000	37.48	2025年3月31日	2025年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月29日 定時株主総会	普通株式	50,000	利益剰余金	37.48	2026年3月31日	2026年6月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	2,527,302千円	3,149,600千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△447,005	△145,093
現金及び現金同等物	2,080,297	3,004,506

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、時間貸し駐車場・駐輪場の開拓と運営管理に関連する事業における駐車場機器であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に時間貸し駐車場・駐輪場の開拓と運営管理に関連する事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達する方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当事業年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2025 年 3 月 31 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 (*1)	5,702	5,702	-
資産計	5,702	5,702	-
(1) 長期借入金 (*2)	2,103,457	2,089,650	△13,806
(2) リース債務 (*3)	254,526	246,849	△7,677
負債計	2,357,983	2,336,499	△21,483

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (千円)
関係会社株式	11,600
出資金	160

(*2) 長期借入金の中には、1 年内返済予定の長期借入金も含まれております。

(*3) リース債務の中には、1 年内返済予定のリース債務も含まれております。

当事業年度（2026 年 3 月 31 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 (*1)	5,758	5,758	-
資産計	5,758	5,758	-
(1) 長期借入金 (*2)	2,395,345	2,352,695	△42,649
(2) リース債務 (*3)	443,945	428,363	△15,581
負債計	2,839,290	2,781,059	△58,231

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円)
関係会社株式	11,600
出資金	160

(*2) 長期借入金の中には、1 年内返済予定の長期借入金も含まれております。

(*3) リース債務の中には、1 年内返済予定のリース債務も含まれております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	2,527,302	-	-	-
売掛金	112,810	-	-	-
合計	2,640,113	-	-	-

当事業年度（2026 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	3,149,600	-	-	-
売掛金	129,078	-	-	-
合計	3,278,678	-	-	-

4. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2025 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	633,902	548,283	440,723	292,882	88,812	98,855
リース債務	77,738	66,685	54,924	35,993	19,184	-
合計	711,640	614,968	495,647	328,875	107,996	98,855

当事業年度（2026 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	758,331	652,441	502,930	300,527	101,353	79,763
リース債務	119,592	110,302	94,128	81,411	38,510	-
合計	877,923	762,743	597,058	381,938	139,863	79,763

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	5,702	-	-	5,702
資産計	5,702	-	-	5,702

当事業年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	5,758	-	-	5,758
資産計	5,758	-	-	5,758

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	2,089,650	-	2,089,650
リース債務	-	246,849	-	246,849
負債計	-	2,336,499	-	2,336,499

当事業年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	2,352,695	-	2,352,695
リース債務	-	428,363	-	428,363
負債計	-	2,781,059	-	2,781,059

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度（2025 年 3 月 31 日）

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価は記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度
子会社株式	11,600

当事業年度（2026 年 3 月 31 日）

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価は記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	当事業年度
子会社株式	11,600

2. その他有価証券

前事業年度（2025 年 3 月 31 日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	180	158	22
	小計	180	158	22
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	5,521	7,986	△2,464
	小計	5,521	7,986	△2,464
合計		5,702	8,144	△2,441

(注) 出資金 160 千円については、上表には含めておりません。((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項 (*1) に記載のとおりであります。)

当事業年度（2026 年 3 月 31 日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	205	158	47
	小計	205	158	47
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	5,552	7,986	△2,434
	小計	5,552	7,986	△2,434
合計		5,758	8,144	△2,386

(注) 出資金 160 千円については、上表には含めておりません。((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項 (*1) に記載のとおりであります。)

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、当事業年度より、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の当事業年度における確定拠出制度への要拠出額は 8,265 千円であります。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第 1 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4 名 当社監査役 1 名 当社従業員 22 名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 140,400 株
付与日	2025 年 9 月 1 日
権利確定条件	「第 5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2027 年 7 月 1 日～2035 年 8 月 31 日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

①ストック・オプションの数

	第 1 回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	-
付与	140,400
失効	-
権利確定	-
未確定残	140,400
権利確定後(株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

②単価情報

	第 1 回新株予約権
権利行使価格(円)	1,980
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

第 1 回新株予約権の付与日時点においては、当社は東京証券取引所の TOKYO PROMarket に上場しておりますが、当社株式の十分な売買実績はなく、ストック・オプションの公正な評価単価を合理的に見積もることができないことから、ストック・オプションの見積方法を本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値の評価方法は、DCF 法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	-千円
当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	-千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	11,812千円	14,441千円
賞与引当金	32,168	32,208
未払費用	4,014	4,019
減損損失	33,476	35,630
資産除去債務	73,463	79,422
棚卸資産評価損	1,670	1,382
その他	3,714	3,991
繰延税金資産小計	160,320	171,096
評価性引当額	△2,411	△2,000
繰延税金資産合計	157,908	169,095
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	23,189	27,613
その他	8	16
繰延税金負債計	23,197	27,630
繰延税金資産の純額	134,711	141,465

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0	1.0
法人税額の特別控除額	△5.0	△2.7
評価性引当額の増減	△5.4	△0.1
その他	△0.9	△0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.3	32.2

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約における原状回復義務に基づく費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用期間は各除去債務により個別に使用見込期間（主として10年）を見積り、割引率については、資産の取得時において、その期間に応じた割引率を使用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	199,066千円	208,843千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	27,171	35,092
時の経過による調整額	411	811
資産除去債務の履行による減少額	△17,805	△20,594
期末残高	208,843	224,153

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は時間貸し駐車場・駐輪場の開拓と運営管理に関連する事業の単一の事業であります。収益の形態別に分類を行った情報は以下のとおりとなります。

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	時間貸し駐車場・ 駐輪場	管理収入	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	4,145,381	603,135	339,251	5,087,768
その他の収益	-	-	377,107	377,107
合計	4,145,381	603,135	716,358	5,464,875

(注)「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：千円)

	時間貸し駐車場・ 駐輪場	管理収入	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	4,416,792	754,462	425,613	5,596,868
その他の収益	-	-	403,004	403,004
合計	4,416,792	754,462	828,618	5,999,873

(注)「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項「重要な会計方針5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

また、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、時間貸し駐車場・駐輪場の開拓と運営管理に関連する事業の単一セグメントであり重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（収益認識関係）に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の 10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（収益認識関係）に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の 10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

当社は、時間貸し駐車場・駐輪場の開拓と運営管理に関連する事業の単一セグメントであり重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

当社は、時間貸し駐車場・駐輪場の開拓と運営管理に関連する事業の単一セグメントであり重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	1,006.16円	1,344.37円
1株当たり当期純利益	344.32円	375.66円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
また、当事業年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益金額（千円）	459,327	501,124
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	459,327	501,124
普通株式の期中平均株式数（株）	1,334,000	1,334,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	新株予約権 1種類 (普通株式 140,400株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	181,191	52,137	26,806 (6,984)	206,521	70,007	11,373	136,513
構築物	957,922	242,806	154,620 (27,424)	1,046,108	610,616	73,591	435,491
車両運搬具	30,375	4,126	—	34,501	24,253	8,535	10,248
工具、器具及び備品	601,251	104,999	40,818 (7,701)	665,432	521,107	75,432	144,325
土地	51,400	—	—	51,400	—	—	51,400
リース資産	437,833	296,158	85,176	648,814	213,868	107,114	434,946
有形固定資産計	2,259,974	700,227	307,422 (42,109)	2,652,780	1,439,853	276,048	1,212,926
無形固定資産							
ソフトウェア	60,663	—	—	60,663	60,040	922	622
無形固定資産計	60,663	—	—	60,663	60,040	922	622
長期前払費用	8,877	9,886	7,468	11,295	1,590	1,460	9,705

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 「当期増加額」のうち主なものは以下のとおりである。

資産の種類	名称	金額
建物	新規事業地電源設備等	44,782 千円
構築物	新規事業地舗装工事・看板工事等	191,756 千円
工具、器具及び備品	新規事業地駐車場機器等	89,482 千円
リース資産	新規事業地駐車場機器等	241,427 千円

3. 「当期減少額」のうち主なものは以下のとおりである。

資産の種類	名称	金額
建物	事業地の閉鎖等	19,773 千円
構築物	事業地の閉鎖等	106,091 千円
工具、器具及び備品	事業地の閉鎖等	19,849 千円
リース資産	契約満了等	85,176 千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	633,902	758,331	1.21	-
1年以内に返済予定のリース債務	77,738	119,592	3.82	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,469,555	1,637,014	1.21	2027年 ～2035年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	176,787	324,352	3.82	2027年 ～2031年
合計	2,357,983	2,839,290	-	-

- (注) 1. 借入金の平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務の平均利率については、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース債務の期末残高に対する平均利率を記載しております。
3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	652,441	502,930	300,527	101,353
リース債務	110,302	94,128	81,411	38,510

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	902	206	90	116	902
賞与引当金	93,000	90,900	93,000	-	90,900

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、債権の回収による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う 原状回復義務	208,843	35,904	20,594	224,153

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	90,648
預金	
普通預金	2,913,857
定期預金	91,093
定期積金	54,000
小計	3,058,951
合計	3,149,600

ロ. 売掛金

相手先	金額（千円）
コモタ株式会社	22,004
京浜急行電鉄株式会社	18,249
株式会社ジェーシービー	12,186
ELSTYLE株式会社	11,045
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	11,014
その他	54,578
合計	129,078

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
112,810	2,251,317	2,235,049	129,078	94.5	20

ハ. 貯蔵品

区分	金額（千円）
貯蔵品	
駐車場・駐輪場関連資材	21,030
合計	21,030

二. 前払費用

区分	金額（千円）
前払費用	
地代家賃	211,994
保険料	67,479
その他	32,081
合計	311,556

② 投資その他資産

イ. 保険積立金

相手先	金額（千円）
ジブラルタ生命保険株式会社	143,289
日本生命保険相互会社	107,063
その他	45,604
合計	295,957

③ 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社サニカ	30,483
株式会社コレカ	16,984
コモタ株式会社	6,406
株式会社オリエンタル・ガード・リサーチ	5,283
株式会社UCN	3,215
その他	51,252
合計	113,625

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	－
株主名簿管理人	－
取次所	－
名義書換手数料	－
新券交付手数料	－
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 公告掲載URL https://www.applepark.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月30日

株式会社アップルパーク

取締役会 御中

新月有限責任監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 佐野明彦

公認会計士 関戸祐二

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アップルパークの2025年4月1日から2026年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アップルパークの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上